

# 須藤功議員に対する問責決議

9月3日（定例会招集日）に、須藤功議員が議会運営委員会で虚偽答弁を繰り返し、他人に責任を転嫁しようと企てた行為について、道義的、社会的責任を心から認識し、事態の重大さを真摯に受け止め、二度と過ちを繰り返すことのないよう猛省を促すため、議員15人から須藤功議員に対する問責決議案が提出され、15対1で可決されました。

## 問責決議

### ◆決議案1号

会議規則第13条の規定により「須藤功議員に対する問責決議案」を提出する。

### 提出者

岩沼市議会議員

沼田 健一

### 賛成者

岩沼市議会議員

飯塚 悦男  
松田 由雄  
森田 繁男  
長田 忠広  
渡辺 ふさ子  
布田 恵美  
国井 宗和  
佐藤 一郎  
櫻井 隆  
佐藤 淳一  
穴戸 幸次  
酒井 信幸  
大友 克寿  
布田 一民

須藤功議員は、7月24日

に開催された議会運営委員会において、議会事務局に備え付けられているファクスを議会活動以外の私用目的のために無断で使用したのではないかと指摘を受け

たことから、委員外議員として出席し、釈明した。

須藤議員は、議会活動以外の私用で使用したのではないかと指摘に関しては一切触れることなく、ファクス送信前にたった一人で議会事務局の事務室（以下「事務室」という。）で自席に座っていた議会事務局職員に断つて使用したと、無断で使用したのではないことを当該議会事務局職員の実名を挙げて釈明した。

これに対し当該議会事務局職員は、そのような事実を考えたことを説明したが、須藤議員は「ちゃんとファクスを送りますと言いました」と述べた上、さらに「もしかすると当該議会事務局職員はヘッドホンをしていたのか、ちよつとその時の状況覚えてないんですよ」と不確実な記憶に基づいてさらに釈明を続けた。

再度、当該議会事務局職員から詳細に説明したが、須藤議員は「本場に借りますと云った」「当該職員がいる前でちゃんとファクス番号を押して送った」と、先に述べた当該議会事務局職

員は「ヘッドホンをしていないかもしれない状況においてもファクスを使用した、つまり須藤議員本人が釈明しているように当該議会事務局職員にはその事実が耳に入っていない中で、一方的に当該議会事務局職員に向かって何らかを発言し、ファクスを使用したという新たな証言を行った。あわせて須藤議員は「当該職員に伝わっていないなら申し訳ない」と述べたが、「無断使用したつもりはない」と述べ、あくまでも自らが述べていることが正義であることを強く主張した。

しかし、ファクス送信を行った午前11時13分（未送信レポートに表示されている時刻の10分前に送信ボタンを押下したと検証された。）の当該議会事務局職員の状況としては、第一として、一般質問を行う順位を決定している最中だったため正副議長応接室にいた。第二として、順位決定済みであり、一般質問の通告を市長へ通知するため通告書のコピーをとっていた、のいずれかしか考えられず、この2通りの状況し

か想定されないことは、この日のこの時間帯の議会事務局職員の事務の状況が市議会定例会ことに不変のものであることは議員全員が承知しているところである。つまり、第一及び第二のいずれも、当該議会事務局職員しか事務室に存在しない状況は全く想定できず、かつ、従来から通告日は大変混乱することから、その中で議会事務局職員がヘッドホンをしているという不可解な行動をとることはあり得ない。

また、須藤議員が当該議会事務局職員にファクスを使用することを断つたとされる状況で、自分の思いを伝達しようとする相手方である当該議会事務局職員に自分の声が届いていないと感じたなら、なおさらヘッドホンをしていなければ聞くことができない状況も考えられることから、再度話しかけるべきであり、一方的に述べればよいという考え方が普通の感覚では考えにくい。通常、自己の所有に帰属していない物件等を使用する場合、所有者や帰属先等に断り、許可や了承を